

石 下 水 第 121 号

平成 26 年 11 月 21 日

石狩市下水道事業運営委員会

会長 船 水 尚 行 様

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止について
(諮問)

本市下水道事業の健全な運営を図るため、石狩市下水道事業運営委員会条例（昭和56年条例第8号）第2条の規定により、下記について貴委員会の意見を求めます。

記

公共下水道の排水設備指定業者制度と個別排水処理施設の排水設備指定業者制度を統合するため、個別排水処理施設の排水設備指定業者制度を廃止し、公共下水道の排水設備指定業者が個別排水処理施設の排水設備工事を行えるようにすることについて貴委員会に諮問するものであります。

平成２６年１１月２１日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市下水道事業運営委員会
会長 船 水 尚 行

石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止
について（答申）

平成２６年１１月２１日付け石下水第１２１号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申する。

記

石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止については、妥当なものと判断する。

なお、審議内容等は別紙のとおりである。

【審議内容】

本委員会は、市から「石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止」について意見を求められたことから、その考え方について説明を受けるとともに、提出された資料等に基づき審議を行い、次のとおり確認した。

1. 排水設備指定業者制度の仕組みについて確認した。
2. 石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止について、その目的及び影響について確認した。
3. 個別排水処理施設の排水設備指定業者制度を廃止し、公共下水道の排水設備指定業者制度に統合することで、事務の軽減、利用者の利便性の向上となることを確認した。

【結論】

本委員会では、利用者の利便性の向上となる「石狩市個別排水処理施設の排水整備指定業者制度の廃止」は妥当なものと判断する。

ただし、利用者等が混乱をきたさないよう、丁寧に説明を行うこと。